令和5年度 人権講演会

でもの権利

子どもの声を町のみんなで受け止めるために

福智町では、11月の「児童虐待防止推進月間」と 12月4日から10日の「人権週間」の合同講演会を開催します。 「人権」とは誰もが生まれた時から持っている自分らしく生きる権利です。 この権利は誰からも侵されない権利です。

近年、子どもの命が失われる児童虐待の痛ましい事件が相次いでいます。 児童虐待は、子どもの権利を侵害する行いです。

今回、子どもの権利をテーマに人権講演会を開催します。

ぜひご参加ください。

11月15日並



福智町地域交流センター(福智町伊方4480-1)

講師 ▶ NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡

- 1983年山形県生まれ / 2009年弁護士登録 / 2017年社会福祉士登録。
- NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡理事長
- ※ NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡は、令和3年7月に設立され、子どもの権利およびアドボカシーの広報・啓発、 アドボカシーシステムの研究、アドボケイト(意見表明支援者)の養成などの活動を行っている団体です。
- NPO法人全国子どもアドボカシー協議会事務局長/● NPO法人そだちの樹事務局長
- アフターケア事業全国ネットワーク (えんじゅ) 理事/● ふじさき法律事務所代表
- ●日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事。



11月は児童虐待防止月間

大切な子どもの権利

「子どもの権利」とは全ての子どもが持っている基本的人権のことです。子どもは一人の人間と して尊重される存在です。子どもが持つ権利については、国連で1989年に定められた「子ど もの権利条約 | にもまとめられています。こどもの権利を侵害することは誰にも許されません。

衣食住が保障され、病気などから命が守られる。

勉強や遊びを通して成長する。夢に向かってチャレンジする。

子どもは健康に生まれ、健やかに毎 日を過ごして成長する権利を持って います。病気を防ぎ命が守られるよ う、十分な食事が与えられ安全な生 活を送り、病気やけがをしたら適切 な治療を受けられる権利があります。

子どもにとって 大切な4つの権利

す。勉強や遊びを通じて自分らしく 成長することができます。また、自 分で考えて夢を持つ自由も守られ なければならない大切な権利です。

心や身体を傷つけるいじめや暴力から守られる。

- 体罰は法律で禁止されています。2019年6月児園 福祉法等の改正で体罰は許されないものと法定化され
- ●「しつけ」と「体罰」の違い しつけ▶子どもの人格や才能等を伸ばし社会性を身に 着けられるよう導くこと。
- 体罰▶子どもを力で押さえつけて従わせる行為(罰)。 体罰は子どもの成長に悪影響を及ぼします。

自由に意見を言う。話を聞いてもらえる。

- ●「意見表明権」こどもの権利条約では、第12条で こどもの意見表明権を保障しています。『子どもは、自 分に関係のあることについて自由に自分の意見を表 す権利を持っています。その意見は、子どもの発達 に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません』 (子どもの権利条約日本ユニセフ協会抄訳)
- 将来のことなど大人が勝手に決めることは子どもの権利 の侵害です。子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。

子どもアドボカシーを知っていますか?

子どもアドボカシーとは「子どもが意見表明することを支えたり、 子どもの声を聴いて子どもの権利を実現するための取り組み」です。



虐待かも?と思ったら

命の危険など緊急性がある時は警察へ・・・110

児童相談所虐待対応ダイヤル・・・ 189 通話無料



